

丙

判決

一月三十日

合校

行施

一月三十日

月第

日号

（送る）

月

起案用紙（丙）

日 月 送 受 号 課 局 議 合		欄 号 課 局 管 主	
第 号	送 受 月 月 日 日	第 号	送 受 月 月 日 日
第 60 号		第 18 号	1.30

案起 昭和五年 一月二十日  
 受局課 付課 月第 日号  
 主任

課長代  
 主任

年 月 日

渉外課長

公衆衛生局長宛

清水港における米第八軍検査官に  
 対し便宜供与方の件

本件に關し、一月二十五日濱連他第八号を以て

厚生省

横浜連絡調整事務局より別添字の通り書簡を受領

し、以下、貴局におき、特別調査廳と御連絡の上

適当な處置をとられたる。

濱連他第三八號

昭和二十五年一月二十五日

横濱連絡調整事務局長



厚生省  
厚生次官 殿



清水港に於ける米第八軍機疫官に對し便宜供與方の件

米第八軍第二港灣輸送司令部に於ては清水港に入國管理係官を派遣  
することゝなつた趣にて日本側より便宜供與方別紙（一月十七日附

AGT 091.311 號）の通要請があつたに付委曲右に御了知の上可然御手配  
願したる。

横濱連絡調整事務局

裏面白紙

第二運輸中級港司令部

昭和二十五年一月十七日

AP0500

AGT091311

主題 静岡C工区(税関移民検査部)用事務所の

場所と設備に対する要求

經由 横浜日本連絡調整事務局(鈴木局長)

宛先 厚生大臣(公衆衛生局検査課長)

一 清水港におけるC工区(税関移民検査部)活動の監督業務上必要は事務所の場所と設備に対し、左の如く要求を提出する。

二 事務所の場所としては清水検査所の二階が利用される。

厚生省

上記の場所は縦二十六呎六吋、横十八呎である。此の区域を満当は事務所に改造するに必要の変更は二つの区割を作ることであり、その一つは縦十八呎横八呎、他のものは縦二十六呎六吋、横八呎で各区割に対し、標準型扇各一を付ける。

三 C工区(税関移民及検査)本部が要する事務所設備に対する要求は次のようである。

内線 接続付電話一本

電熱器 六個

四 第二及び第三項に列挙した要求は將校一名兵士四名及び日本人三名のための必要である。

第二運輸中級港司令部司令官代理

副官補中尉 グラウアー エルハグラー